

●香川県告示第330号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成26年9月9日から同月23日まで屋島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成26年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市屋島東町515番地241 木村 修
高松市屋島東町1436番地 木村 博
高松市屋島東町741番地 宮宇地 季忠
- 2 加入区の名称
屋島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
屋島漁業協同組合